



やま さき まさ お
山崎 正男 議員

簡素化は出来ないか。
地方分権のことを考え
ると、県の許可を町の権
限に移譲できなか。

墓地行政

個人墓地申請の簡素化を 要望は県へ伝える

問 町は墓地台帳を整備している。毎年の申請件数は、墓地は県の許可申請手続きが必要だが、正規の手続きは難しく、届出制にすれば良いと考えるが

答 松本町長
権限委譲については、職員体制の整備から考えなければならず、少しハードルが高いと思っています。



黒潮町立袖坂共同墓地

問 墓地行政

個人墓地申請の簡素化を要望は県へ伝える

は、現状では出来ないが、手続き等の煩雑なことは機会があれば県にも伝え、簡素化出来る部分があるものについても要望をしていきたい。

問 固定資産台帳

固定資産台帳は適切に管理しているか。

保存年数は何年か。

納税者と課税対象の確認は例年しているか。

異動や変更があった場合の確認は適切か。

納税は時効取得の要件になるのか。

権限異動があつた場合には、法務局の登記済通

個人情報対策

開示に必要な条件は

公益上必要な理由があれば

問 日常生活の中で、どうして個人と連絡を取る必要が出てきた場合などは、個人情報に頼らなければならぬが、情報が使用目的や適切な理由があれば許可出来るか。

答 土居 総務課長
町は基本的に個人情報を開示しないことと定められている。

個人情報保護条例第17条では、請求者に対して開示出来ない7項目が規定されている。また、同条例の第10条第2項には、

外部提供できる8つの規定がある。

実施機関が審査機関の意見を聞いて、公益上必要、その他相当の理由があると認められるときなどの場合には、提供が出来るものとなっている。

権利異動があつた場合は、法務局の登記済通知で処理を行つていて、死亡届が出た際は相続人代表届の提出をいただき速やかに登記をしていただぐようしている。

時効取得とは、土地や建物などを所有の意思を持つて平穀かつ公然と他の物を一定期間占用した場合の制度であり、納税の有無が直接の取得要件とはならない。